

令和6年2月29日

令和6年第1回神奈川県議会定例会

# 国際文化観光・スポーツ常任委員会報告資料

国際文化観光局

## 目 次

	ページ
1 かながわ国際施策推進指針の改定案について……………	1
2 かながわ文化芸術振興計画の改定案について……………	10
3 かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について……………	16
4 「観光の核づくり事業」の新たな展開について……………	18
5 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について……………	20

# 1 かながわ国際施策推進指針の改定案について

## (1) 経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、施策展開の考え方及び方向性を示す「かながわ国際施策推進指針」（以下「指針」という。）を策定している。

現行指針の策定以降、この間の本県を取り巻く国際環境や外国籍県民に係る状況の変化に対応するため、改定を行うこととし、改定素案を令和5年第3回県議会定例会（前半）国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

改定素案に対する県民意見募集の結果、市町村への意見照会の結果、県議会やかながわ国際政策推進懇話会の意見等を踏まえ、このたび改定案を作成した。

## (2) 改定素案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 令和5年10月26日～11月24日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 87件

(イ) 意見の内訳

区 分		件数
1	基本目標1 多文化共生の地域社会づくり	43
2	基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開	3
3	基本目標3 グローバル人材などの活躍促進	13
4	基本目標4 非核・平和意識の普及	3
5	基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進	0
6	指針全体に対する意見	12
7	その他	13
合 計		87

ウ 反映状況

区 分		件数
A	指針（改定案）に反映しました。 （御意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。）	20
B	御意見のあった施策等には既に取り組んでいます。	14
C	御意見の趣旨は今後の取組の参考とします。	42
D	指針（改定案）に反映できません。	3
E	その他（質問・感想等）	8
合 計		87

## エ 主な意見

### (ア) 改定案に反映した意見

- ・ 外国人の子どもの支援を充実させてほしい。
- ・ 外国人を雇用する側の体制への支援が重要である。

### (イ) 既に取り組んでいる施策等への意見

- ・ 日本語ボランティア養成講座を市と連携して開催してほしい。
- ・ 様々な場面での日本語を学べるよう、日本語教育に力を入れてほしい。

### (ウ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 県に住む人、労働者、学生それぞれにとって必要な支援を行うことを希望する。
- ・ 外国人労働者と日本人労働者を同じように扱う。

### (エ) 改定案に反映しない意見

- ・ 外国人労働者の在留資格「専門的・技術的分野」に含まれる個別の在留資格の割合が記載されていない。

### (オ) 外国語による意見

合計 8 件（中国語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語）

## (3) 改定案

### ア 改定のポイント

5つの基本目標を実現する18の施策の方向を定め、新たに、「施策の方向（2）日本語教育の充実」、「施策の方向（3）外国につながる子どもたちへの支援」、「施策の方向（14）外国人材が働きやすい環境づくり」を追加した。

### イ 改定案の概要

別紙1のとおり

## (4) 今後の予定

令和6年3月 指針を改定

## <別添参考資料>

- ・ 参考資料1 かながわ国際施策推進指針（改定案）

## かながわ国際施策推進指針の改定案の概要について

### 1 指針の基本的考え方

#### (1) 指針の目的

社会・経済のグローバル化・ボーダレス化が急速に進む中、県民が、国籍にかかわらず生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができるよう、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、神奈川の強みを生かした積極的な取組を進めるため、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すものである。

#### (2) これまでの経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して以降、国際環境の変化に対応するために改定などを行いながら、様々な施策に取り組んできた。

現行指針は、グローバル化の進展や海外からの観光客の増加、災害への対応、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、本県をとりまく国際環境や外国籍県民にかかわる状況の変化に対応するため、2017（平成29）年3月に改定したものである。

#### (3) 指針改定の趣旨

現行指針の改定から7年が経過し、本県にくらす外国籍県民はさらに増加しており、海外との交流も増加している。また、特定技能制度の創設など外国人材の受入れが進展し、それを踏まえた多文化共生施策の推進や「日本語教育の推進に関する法律」の施行に伴う日本語教育の推進など、国の動きにも対応する必要がある。

このような状況の変化に対応し、本県の国際施策の取組を一層推進するため、指針を改定する。

### 2 神奈川の現状と課題

#### (1) 現状

##### ア 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民の数、国・地域数は過去最高となり、多様が進んでいる。

##### イ 外国につながる子どもたちの状況

県内の公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒数は年々増加している。

##### ウ 外国人留学生の状況

県内の外国人留学生数は、新型コロナウイルス感染症による入国制

限などにより一時的に減少したが、2023（令和5）年度に増加に転じている。

エ 外国人労働者の状況

県内の外国人労働者数、外国人労働者を雇用する県内の事業所数は年々増加している。

オ グローバル化の進展

経済・社会のグローバル化が進展する中、海外との間で人や物、情報の交流が一層活発化することが見込まれる。

海外に進出した県内企業や県内に進出した外資系企業の総数は増加している。

カ 海外からの観光客の状況

本県の外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の出国制限などにより大幅に減少したが、現在は回復してきている。

キ NGO・NPOの状況

本県で国際協力を行うNGO・NPOは、活発に活動している。

ク 関係団体などの状況

県内では、地域国際化協会や国際的な機関などが多く活動している。

(2) 国の動き

ア 出入国管理及び難民認定法などの状況

人手不足への対応として、2018（平成30）年に在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、2023（令和5）年には「特定技能2号」の対象分野が拡大された。これにより、家族の帯同が認められる職種が拡大され、今後、外国籍県民の増加が見込まれる。

イ 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の推進

在留資格「特定技能」の創設を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」などを策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進することとしている。

ウ 地域における多文化共生施策の推進

外国人住民の増加など、変化する社会経済情勢を踏まえ策定した「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、地域の実情を踏まえた多文化共生施策を推進することとしている。

エ 地域日本語教育の推進

2019（令和元）年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においては、地域の状況に応じた施策を実施する責務等が規定された。

オ SDGsの状況

「誰一人取り残さない」という、SDGsの理念は、多文化共生社会の実現というめざす姿と一致するものであり、国としても積極的に取り組んでいる。

### (3) 課題

#### ア 多文化共生の地域社会づくり

外国籍県民等も地域でともにくらす一員として、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく活躍できる社会づくりへの取組の充実が求められている。

#### イ 日本語教育の総合的な体制づくり

外国籍県民等が安心して生活し、活躍できる社会を実現するために、日本語能力を身に付けることのできる環境の整備や、地域における日本語教育の総合的な体制づくりが求められている。

#### ウ 外国につながるのある子どもたちへの支援

外国につながるのある子どもたちは増加し、背景や国籍、文化は多様化していることから、教育機会の確保や学習支援、子供の成長段階に応じた情報提供の充実などが求められている。

#### エ 外国人留学生への支援

増加が見込まれる外国人留学生の受入環境の整備や、将来的な人手不足を見据え、県内で就職する留学生を増加させることが求められている。

#### オ 外国人材が活躍できる環境づくり

「特定技能2号」の対象分野拡大により、外国人材を雇用する企業などの増加が見込まれることから、労働相談の充実・多言語化や、企業などへの普及啓発など、外国人材が活躍できる環境づくりが求められている。

#### カ 災害時などにおける対応

災害時や感染症拡大時などには、多言語ややさしい日本語での情報提供・相談対応などのきめ細かい支援が求められている。

#### キ 神奈川の特色や強みを生かした国際展開や交流の推進

県内の経済を活性化していくため、神奈川の強みを生かした積極的な施策の推進が求められている。また、グローバル化の進展に対応するため、国際社会で活躍できる人材育成や神奈川の特色を生かした国際交流・協力の推進が求められている。

#### ク 非核・平和意識の普及

核兵器廃絶についての国際的な取組が進展しない状況の中、平和意識の普及啓発や核兵器廃絶に向けた継続的な取組が求められている。

ケ 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

行政、NGO・NPO、企業や関係団体などが協働・連携し、互いの特色を生かした活動が求められている。

拉致問題については、現在も救出を待っている特定失踪者を含む拉致問題の一日も早い解決が求められている。

### 3 基本目標と施策の方向

#### (1) めざす姿

- ・ 幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現
- ・ 神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開

#### (2) 基本目標

めざす姿の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、行政だけでなく企業や団体、県民一人ひとりが協働・連携して将来にわたり持続的に活動するために、めざすべき方向と県の取り組む施策を示し、戦略的に国際施策の推進を図る。

ア 多文化共生の地域社会づくり

イ 神奈川の強みを生かした国際展開

ウ グローバル人材などの活躍促進

エ 非核・平和意識の普及

オ 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

#### (3) 施策の方向

##### **基本目標 1 多文化共生の地域社会づくり**

ア 施策の方向 1 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

(ア) 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実

(イ) 外国籍県民等への生活支援の充実

(ウ) 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進

(エ) 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

(オ) 外国籍県民等の県政への参加促進

(カ) 外国籍県民等の人権の尊重

(キ) 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善

イ 施策の方向 2 日本語教育の充実

(ア) 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備

(イ) 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

(ウ) 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

(エ) 外国につながるのある子どもたちへの日本語教育の推進



- (オ) 外国人労働者などへの日本語教育の推進
- ウ 施策の方向3 外国につながるのある子どもたちへの支援
  - (ア) 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大
  - (イ) 外国につながるのある子どもたちの教育の充実
  - (ウ) 教員や支援者などへの研修の推進
  - (エ) 外国籍県民等への子育て支援の推進
- エ 施策の方向4 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援
  - (ア) 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充
    - (イ) 教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援
    - (ウ) 卒業・修了後における県内での就職支援
- オ 施策の方向5 災害時などにおける外国籍県民等への支援
  - (ア) 災害時などにおける外国籍県民等向けの相談対応・情報提供の推進
    - (イ) 災害通訳ボランティアへの研修の実施
- カ 施策の方向6 多文化理解の推進
  - (ア) 地域における多文化理解の推進
    - (イ) 学校教育における多文化理解の推進
    - (ウ) 多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実
- 基本目標2 神奈川の強みを生かした国際展開**
- ア 施策の方向7 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致
  - (ア) 中小企業の海外展開に向けた支援
    - (イ) 海外プロモーションなどによる外国企業の誘致
- イ 施策の方向8 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信
  - (ア) 最先端医療や未病産業などにおける国際展開の推進
    - (イ) 世界保健機関（WHO）との連携を通じたヘルスケア関連施策の取組発信
    - (ウ) 保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科における次世代のヘルスイノベーター育成
- ウ 施策の方向9 外国人観光客の誘致促進
  - (ア) 外国人観光客のニーズ調査などの観光データの活用
    - (イ) 観光資源の発掘・磨き上げと外国語観光情報ウェブサイトなどによる観光情報の発信
    - (ウ) 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの実施
    - (エ) 観光人材の育成や外国人観光客の受入環境整備

エ 施策の方向10 「マグカル」の推進

- (ア) 神奈川の魅力的なコンテンツの多言語による情報発信

**基本目標3 グローバル人材などの活躍促進**

ア 施策の方向11 神奈川の特徴を生かした国際交流・協力の推進

- (ア) 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実
- (イ) 教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援
- (ウ) 友好交流先との国際交流の推進
- (エ) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての国際交流の推進
- (オ) 国際会議の誘致・開催などによる国際交流の推進
- (カ) 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣
- (キ) 地球環境分野における国際機関との連携

イ 施策の方向12 国際社会で活躍できる人材の育成

- (ア) 国際化に対応した教育の推進
- (イ) 国際バカロレア認定校での取組の普及
- (ウ) 青少年の国際理解・体験活動の支援
- (エ) 外国語に関する研修などの実施・充実
- (オ) 地球市民学習の推進

ウ 施策の方向13 外国人材の活躍促進

- (ア) 留学生などの県内企業への就職に向けた支援
- (イ) 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進
- (ウ) 介護事業所の留学生などの受入れ
- (エ) 県立産業技術短期大学校の留学生受入れ

エ 施策の方向14 外国人材が働きやすい環境づくり

- (ア) 労働相談の充実・多言語化
- (イ) 企業などへの普及啓発・支援

**基本目標4 非核・平和意識の普及**

ア 施策の方向15 非核・平和意識の普及

- (ア) 非核・平和意識の普及

**基本目標5 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進**

ア 施策の方向16 県民活動への支援や協働・連携

- (ア) 県民の国際活動の支援・促進
- (イ) (公財) かながわ国際交流財団との連携
- (ウ) 協働・連携による国際施策の推進

イ 施策の方向17 基地対策の推進

- (ア) 基地の整理・縮小及び返還の促進
  - (イ) 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保
  - (ウ) 基地との連携の推進
- ウ 施策の方向18 拉致問題の風化防止と県民の理解促進
- (ア) 特定失踪者を含めた拉致問題の理解促進
  - (イ) 拉致問題の風化防止に向けた市町村、支援団体などとの連携
  - (ウ) 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進
  - (エ) 拉致問題の解決に向けた働きかけ

#### 4 推進体制

- (1) 庁内体制
- (2) 外国籍県民等との連携
- (3) 市町村などとの連携
- (4) 民間などとの連携

## 2 かながわ文化芸術振興計画の改定案について

### (1) 経緯

平成31年3月に策定した現行の「かながわ文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）は、計画期間を5年（令和元年度から令和5年度）としているため、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、改定を行うこととし、改定素案を令和5年第3回県議会定例会（前半）国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告した。

改定素案に対する県民意見募集の結果、市町村への意見照会の結果、県議会の意見等を踏まえ、このたび改定案を作成した。

### (2) 改定素案に対する県民意見募集の結果

ア 募集期間 令和5年10月16日～11月14日

イ 実施結果

(ア) 意見件数 72件

(イ) 意見の内訳

区 分		件数
1	第1部 計画の基本的な考え方	8
2	第2部 推進体制	6
3	第3部 文化芸術を取り巻く状況の変化	5
4	かながわ文化芸術振興計画の概要	1
5	第4部 今後の課題と取組 重点施策1	5
6	第4部 今後の課題と取組 重点施策2	8
7	第4部 今後の課題と取組 重点施策3	8
8	第4部 今後の課題と取組 重点施策4	4
9	第4部 今後の課題と取組 重点施策5	15
10	第5部 施策体系	10
11	その他	2
合 計		72

ウ 反映状況

区 分		件数
A	改定案に反映する意見（一部反映する意見を含む）	23
B	既に改定素案に反映済みの意見	15
C	今後の取組の参考とする意見	29
D	計画（改定案）に反映しない意見	1
E	その他（感想・質問等）	4
合 計		72

## エ 主な意見

### (ア) 改定案に反映する意見

- ・ 重点施策1の伝統的な文化芸術とはどのようなものがあるのか、例示的なものを出せないか。
- ・ 重点施策2の「取組内容」において、県域で学校や市町村の文化施設等と連携した事業を表現するよう修正してほしい。

### (イ) 今後の取組の参考とする意見

- ・ 重点施策3に関して、ホールなどで演奏会があっても歳をとってくると足が悪くてなかなか行けない。健康でないと音楽なども楽しめないなので、健康になるようなことも一緒に考えてほしい。
- ・ 重点施策4に関して、海外に行ったことがない県民にも海外の風土に触れる機会を作ってもらいたい。子どもにも世界を知ってもらうことは良い教育になる。

### (ウ) 計画に反映しない意見

- ・ 重点施策5の課題の前計画期間における工事の説明で、県立音楽堂の大規模改修についても記載しないのか。  
(※前計画期間中の工事ではないため記載しない。)

## (3) 改定案

### ア 改定案のポイント

現行計画の施策体系は条例に基づく網羅的なものであるため、この施策体系は継続しつつ、文化芸術を取り巻く状況が変化する中で浮かび上がってきた課題を踏まえ、次の5年間に重点的に取り組むべき施策を整理した。

### イ 改定案の概要

別紙2のとおり

## (4) 今後の予定

令和6年3月 計画を改定

## <別添参考資料>

- ・ 参考資料2 かながわ文化芸術振興計画（改定案）

## かながわ文化芸術振興計画の改定案の概要について

## 1 第1部 計画の基本的な考え方

## (1) 改定の経緯

平成31年3月に策定した現行の「かながわ文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）は、計画期間を5年（令和元年度から令和5年度）としているため、この間の文化芸術を取り巻く状況の変化とこれまでの取組の実績と課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策を整理する必要があることから、改定を行う。

## (2) 施策の構成の概要

前計画と同様、本県の目指すすがたを、「真にゆとりと潤いの実感で  
きる心豊かな県民生活の実現」、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の  
発展」の2つの基本目標として掲げている。その実現に向け、神奈川県  
文化芸術振興条例（以下「条例」という。）に掲げた16の基本施策を  
「県民の文化芸術活動の充実」、「文化資源を活用した地域づくりの推  
進」、「文化芸術の振興を図るための環境整備」の3つの事項に整理し、  
施策体系として示している。

この2つの基本目標は長期的なものとして維持しつつ、5年間で重点  
的に取り組む範囲を明示した。

## (3) 計画の性格

条例第4条に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画である。ま  
た、文化芸術基本法第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計  
画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定さ  
れる「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する  
計画」となるものでもある。

## (4) 計画期間

この計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とす  
る。

## (5) 対象とする「文化芸術」の分野

この計画が対象とする「文化芸術」は、条例第5条の規定を踏まえ、  
主に次のような分野とする。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術その他の芸術  
及び芸能

イ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

ウ 伝統的な芸能、有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術

## (6) 県の役割

条例第2条第2項では、基本理念として「文化芸術の担い手は県民であるとの認識の下に、県民の自主性及び創造性が尊重されなければならない」と規定し、県は、県民のニーズを十分に踏まえて、県民を主体として施策を推進することとしている。

条例第3条では、県の責務を規定しており、県内全体での文化芸術の振興を図るため、文化芸術の振興に関する総合的な施策を策定し、実施すること等を県の役割としている。

## (7) 施策展開の基本的な視点

計画に基づく施策の展開に当たっては、次の2つを基本的な視点として取り組む。

- ア 文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マ  
グネット・カルチャーを推進する
- イ 共生共創事業をはじめとして、文化芸術を通じて、共生社会の実現  
を後押しする

## (8) 進行管理

この計画に基づく事業の進行管理等については、神奈川県文化芸術振興審議会の意見をもとに整理して公表する。

なお、次の数値を参考指標とする。

- ・ 1年間に文化芸術の鑑賞・参加を行った割合

## 2 第2部 推進体制

この計画の文化芸術振興施策の着実な推進に向けて、様々な主体と総合的に連携・協働を進める。

- (1) 市町村
- (2) 芸術家及び文化芸術を支える活動を行う者
- (3) 文化芸術団体
- (4) 学校
- (5) 事業者
- (6) 国及び他都道府県
- (7) 庁内関係部局

## 3 第3部 文化芸術を取り巻く状況の変化

- (1) 東京2020大会後のレガシーの継承
- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響
- (3) 県内の人口減少・高齢化

- (4) 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定
- (5) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例 ～ともに生きる社会を目指して～ の施行
- (6) 文化観光推進法の制定及び博物館法の改正
- (7) 学校部活動の地域移行を契機とした地域の文化芸術環境の充実
- (8) 国際的な文化交流の推進

#### 4 第4部 今後の課題と取組（重点施策）

##### (1) 重点施策1 地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用

###### ア 課題

- ・ 伝統的な芸能の発表の機会及び体験できる機会の継続した提供
- ・ 伝統的な文化芸術の継承者に対する支援の充実
- ・ 地域のコミュニティ活性化などに文化資源を活用

###### イ 取組内容

- ・ 文化財や伝統的な芸能などを活用した文化芸術の発信
- ・ 伝統的な文化芸術の継承者の育成・支援
- ・ 伝統工芸品等の地域資源の活用
- ・ 後世に残す伝統的な文化の記録の保存

###### ウ 目指す方向性

伝統文化と温かいコミュニティが息づいている、かながわへ

##### (2) 重点施策2 子ども・若者の文化芸術活動の充実等

###### ア 課題

- ・ 子ども・若者のニーズを踏まえた優れた文化芸術の体験機会の充実
- ・ 文化芸術の次世代を担う人材の育成
- ・ 学校部活動の地域移行に向けた、地域クラブ活動の整備

###### イ 取組内容

- ・ 子ども・若者の体験機会の確保・充実
- ・ 子ども・若者の創作活動の支援による人材育成
- ・ 学校及び地域における文化芸術活動の充実

###### ウ 目指す方向性

豊かな人間性・創造性をはぐくむ、かながわへ

##### (3) 重点施策3 共生社会の実現に向けた高齢者・障がい者等の文化芸術活動の充実等

###### ア 課題

- ・ 創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会の提供



- ・ 年齢や障がい、言語等により文化芸術へのアクセスが困難な方々が文化芸術に親しめる環境の整備

イ 取組内容

- ・ 高齢者・障がい者等の創作活動の支援
- ・ 高齢者・障がい者等へのアウトリーチ等による体験活動の充実
- ・ 文化芸術における共生社会の実現に向けた環境づくり

ウ 目指す方向性

あらゆる人が文化芸術に触れられ、いのち輝く、かながわへ

**(4) 重点施策4 国際・観光分野との連携**

ア 課題

- ・ 新型コロナの影響により停滞していた国際交流の再始動
- ・ 観光とも連携した文化の振興や地域の活性化の好循環の創出

イ 取組内容

- ・ 文化芸術による海外との交流
- ・ 多文化理解の推進
- ・ 地域の活性化に向けた文化観光の推進

ウ 目指す方向性

様々な交流が生まれ、魅力あふれる、かながわへ

**(5) 重点施策5 文化芸術の振興を推進するための環境整備**

ア 課題

- ・ 県民が文化芸術を発表・鑑賞する拠点である県立文化施設の維持・保全等
- ・ 文化芸術に関する専門的人材の育成
- ・ 市町村や文化芸術団体とも連携した文化芸術活動の支援

イ 取組内容

- ・ 県立文化施設の計画的な維持・保全・拡充
- ・ 施設の機能としての人材育成
- ・ 文化芸術活動継続のための支援

ウ 目指す方向性

ハードとソフトの両方から、文化芸術の環境が整った、かながわへ

**5 第5部 施策体系**

条例に掲げた16の基本施策に位置付く主な施策を記載。

### 3 かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について

#### (1) 概要

国では、平成19年に観光立国推進基本法を制定し、観光立国の実現に向け取り組んでいるが、その施策の一つとして、平成27年に欧米の観光先進国の事例などをもとに「日本版DMO(※)」の登録制度を創設し、世界に誇る観光地域づくりに向けて、その司令塔となるDMOの形成を促進している。

こうした中、令和5年3月に公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）が、国からDMOに登録された。

DMOには、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者への支援などが期待されることから、県では、県域全体における観光振興について、かながわDMOとの役割分担を整理し、必要な支援を行うことで、かながわDMOと連携した観光振興に取り組む。

※ Destination Management Organization（観光地域づくり法人）  
地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

#### (2) 県とかながわDMOとの役割分担の方向性

県域全体を対象とした観光施策について、DMOが持つ専門性、民間的手法などを活かすことで、より高い効果が見込まれるものについては、DMOに委ねることで、県とかながわDMOとの役割分担を行う。

## <主な役割分担の方向性>

	県	かながわDMO
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全体の観光振興の総合調整（条例・計画、観光に係る基礎統計の整備。観光業界に係る許認可。観光振興予算の確保等）</li> <li>・観光振興に係る国、市町村、DMO、関係団体等との連携、連絡調整</li> <li>・観光データの整備</li> <li>・県域全体の統一的なプロモーション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地域づくりの司令塔</li> <li>・観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定</li> <li>・観光地域づくりに関する地域の関係者への支援</li> <li>・ランドオペレーター業務※</li> <li>・ターゲットを絞った情報発信・プロモーション 等</li> </ul>

※ ランドオペレーター

旅行会社の依頼を受け、旅行先のホテルやレストラン、ガイドやバス・鉄道などの手配・予約を行う専門取扱事業者

### (3) かながわDMOとの連携強化

県域全体の観光振興について、適切な役割分担の下、効果的に取り組んでいくにあたり、かながわDMOの体制を充実させていく必要があることから、県事業を部分的・段階的にかながわDMOに委ねていく際に、事業の引継に必要な県職員の派遣や事業に見合う補助金の交付を行うなど、県とかながわDMOとの連携を強化する。

### (4) 今後の予定

令和6年度	インバウンド向け一元的対応窓口機能のかながわDMOへの実装や、県職員の派遣など、DMOとの役割分担の方向性に基づき、段階的な移行を開始
令和12年度頃まで	段階的な移行を完了

## 4 「観光の核づくり事業」の新たな展開について

### (1) 概要

県は、これまで、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ国際観光地を創出するため、城ヶ島・三崎、大山、大磯を「観光の核づくり地域」として平成24年度に認定し、約10年にわたり各地域の主体的な取組を支援してきた。

令和6年度以降は、これまでの各地域の成果を周辺地域に波及させることで、観光振興の更なる充実を図っていく。

### (2) 「観光の核づくり事業」の成果と課題

#### ア 成果

観光の核づくり事業の開始からコロナ禍前の令和元年度までの「観光の核づくり地域」における入込観光客数の伸び率が、県全体の10%を上回る20%となった。

#### イ 課題

観光の核づくり事業の支援により得られた成果を「観光の核づくり地域」に留まらせることなく、周辺地域へ波及させることで、更なる地域の活性化を進めていく必要がある。

### (3) 新たな展開

#### ア 基本的な考え方

観光の核づくり地域における取組を生かし、更なる誘客や観光消費額の増加につなげるため、これまでの拠点のみを対象とした支援から、核づくり地域と周辺地域とが連携したエリア（以下「かながわ観光連携エリア」という。）を対象とした支援へ移行する。

#### イ 推進組織の構築

かながわ観光連携エリアの形成にあたり、新たな推進組織の構築や連携エリアにおける観光戦略の検討・策定に対して、地域の関係者の意向を踏まえながら、県が保有する様々な観光データの提供やコンサルティング事業者の専門的な知見の活用などによる支援を行う。

#### ウ かながわ観光連携エリアへの支援

かながわ観光連携エリアが主体的に実施する観光資源の発掘・磨き上げ、統一的な観光プロモーション、連携エリア内の周遊促進に係る取組等を支援する。

(4) 今後の予定

令和6年度

観光の核づくり地域と周辺地域による「かながわ  
観光連携エリア」を形成

- ・新たな推進組織の構築
- ・連携エリアにおける観光戦略の検討・策定

令和7年度から

連携エリアにおける取組等への支援

令和9年度

令和10年度以降

連携エリアにおける取組の自走化

## 5 神奈川版ライドシェア（案）の検討状況について

### (1) これまでの経緯

県は、神奈川版ライドシェア検討会議（以下「会議」という。）を設置し、夜間の時間帯にタクシー不足が生じている三浦市域において、具体的な検討を進め、法制度や実証実験の概要などを整理してきた。

### (2) 法制度の整理

道路運送法では、一般のドライバーが自家用車を利用して有償で旅客を運送することは認められておらず、同法第78条では一部例外規定が示されているが、現行法では神奈川版ライドシェアは実施できない。

### (3) 法制度に係る県の動き

神奈川版ライドシェア実施に向け法制度を整理した結果、課題となる次の3項目について、令和5年12月13日に県から国に要望した。

- ・ 実施主体をタクシー会社とすること
- ・ 地域や時間帯によりタクシー不足が生じた場合に実施できること
- ・ 上記の実施にあたり料金がタクシー料金と同額程度にできること

### (4) 法制度に係る国の動き

令和5年12月26日の規制改革推進会議の中間答申では、県が要望した3項目すべてが反映され、道路運送法第78条第3号に基づき、令和6年4月から、神奈川版ライドシェアの実施が可能となった。

また、同法第78条第2号の適用対象となる交通空白地に、夜間など時間帯の概念も認められることとなり、同制度を活用した三浦市主体の実証実験が可能となった。

### (5) 実証実験の実施について

令和6年2月1日に開催した第3回会議では、令和6年度に、三浦市主体の実証実験を行い、需要や運用面での課題を検証することについて、関係者の了承をいただいた。

## ア 実証実験（案）の概要

項目	内容
出発地、時間帯	三浦市内、19時から25時
利用者	制限なし（専用アプリに登録）
ドライバー及び車両	三浦市在住者及び在勤者の自家用車 (20名程度を想定)
料金	タクシーと同額程度を想定
実施期間	8か月程度 (令和6年4月中の開始を目指す)

## イ 県・市の負担で実施する安全対策等

項目	内容	
安全対策	運行管理 整備管理	タクシー会社が、運転前点呼等の運行管理や 日常点検等の整備管理を遠隔で実施
	車両設備	運行管理者がリアルタイムで状況確認を行えるドライ ブレコーダー、車内カメラ等を設置
	アプリ	配車管理、料金確定、事前決済、ドライバー評価等
その他	保険	既存の交通空白地有償運送制度保険に加入
	効果検証	アプリによる配車実績に基づく、利用実績の把握や本格 実施に向けた継続性、改善策の検討等

## ウ 県、市やタクシー会社の役割

主体	役割
三浦市 【実施主体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通会議の開催、交通空白地有償運送の登録</li> <li>・ タクシー会社への委託（運行管理・整備管理等）</li> <li>・ 保険の加入、ドライバー募集</li> </ul>
タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行管理・整備管理、アプリによる配車</li> <li>・ ドライブレコーダー、車内カメラの設置</li> <li>・ ドライバー教育、事故時の現場対応・苦情対応</li> </ul>
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の開催</li> <li>・ 調査・調整（法制度・アプリ・保険・設備等）</li> <li>・ PR・効果検証</li> </ul>

## (6) 現在の検討状況

### ア アプリの検討

- ・ 県としてアプリに求める機能の検討・仕様を整理
- ・ 4月から限定的に解禁される、タクシー会社が主体のライドシェアに対応したアプリを開発している事業者と仕様について調整

### イ 保険の検討

- ・ 実証実験は、既存の交通空白地有償運送制度保険で対応
- ・ 現在、各社の補償内容を比較検討
- ・ 本格実施に必要な保険は、保険会社の開発動向等を注視しながら検討する

## (7) 今後の進め方

引き続き、関係者と連携し実証実験の準備を進め、令和6年4月中の実証実験の開始を目指す。

- 令和5年度 三浦市地域公共交通会議の開催  
(第一回：2月16日、第二回：3月下旬予定)  
アプリ事業者との調整 等  
ドライバー募集（2月21日から3月13日）
- 令和6年度 実証実験の実施（4月中の開始を目指す）

(参考) 神奈川版ライドシェアと規制緩和による法制度の変更点

	神奈川版 ライドシェア	道路運送法第78条第2号 交通空白地有償運送	道路運送法第78条第3号 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)
実施主体	タクシー会社 (実証実験時は三浦市)	市町村 NPO法人等	<u>タクシー会社</u>
対象地域	地域・時間帯限定	交通空白地(過疎地域等) に <u>夜間など時間帯の 概念を取込み拡大</u>	<u>地域・時期・時間帯限定</u>
料金	タクシー料金と 同額程度	実費の範囲	<u>タクシー料金と同額</u>

※下線部が中間答申による変更点